

令和 6 年 6 月 3 日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K01530

研究課題名（和文）国連安全保障理事会における非常任理事国の役割と影響力

研究課題名（英文）Roles and influences of non-permanent members in the UN Security Council

研究代表者

本多 美樹（Honda, Miki）

法政大学・法学部・教授

研究者番号：30572995

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,500,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、国際連合（国連）の安全保障理事会（安保理）で決議が採択されるまでの非常任理事国の影響力について考察した。安保理での議事は軍事的な脅威に関するものが多く、決議は拒否権を持つ常任理事国が採択の際に圧倒的な影響力を持ってきた。しかし近年、難民、人権、環境、感染症などの越境的な問題を国際社会の共通の脅威と見なして協調行動をとるための決議が採択されている。そこで、本研究では、常任および非常任理事国間の交渉のうち不一致点を操作して譲歩を引き出すための対話と圧力に注目した。そして、共同行動（強制行動と協働行動）の決議採決に非常任理事国が安保理内の調整機能として機能していることを検証した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究を通じて、今後の安保理での共同行動を可能にする「種」を見つけるとともに、拒否権を持たず、任期も短い非常任理事国が安保理内で影響力を高めるための要件と課題について一定程度明らかにできた。国家は国際社会の平和のために、どのような場合に、どの議題に、どの程度協力できるのかという問いを解くためのアプローチのひとつとして、常任理事国だけでなく非常任理事国の役割と動向に光を当てたことは意義があったと考える。非常任理事国としてこれまで最も多く選出された経験を持ち、多国間主義に基づいて外交を展開してきた日本に対しても示唆を与えうる。

研究成果の概要（英文）：This study examines the influence of non-permanent members (or elected 10: E10) of the Security Council of the United Nations until resolutions are adopted. Most of the proceedings in the Council are related to military threats, and the P5, who have veto power, have overwhelming influence on the adoption of resolutions. In recent years, however, resolutions have been adopted to take coordinated action on transnational issues such as refugees, human rights violation, environment degradation, and infectious diseases, which are seen as common threats to the international community. Therefore, this study focuses on dialogue and pressure to manipulate points of disagreement and extract concessions in negotiations among the P5 and E10. It then examined the function of the E10 members as a coordinating function within the Council in adopting resolutions for joint action (mandatory action and concerted action).

研究分野：国際関係、国際政治、国連研究

キーワード：国際連合 国連安全保障理事会 常任理事国 非常任理事国 拒否権 非伝統的安全保障

1. 研究開始当初の背景

研究代表者は、「国際社会における平和のための協働と確執」に関心を持って研究を続けてきた。とくに、国際連合（国連）の集団安全保障体制下での安全保障理事会（安保理）決議については非軍事的措置（経済制裁など）の研究と、集団安全保障の補完的な機能としての紛争後の平和構築活動について法や人権、正義、民主主義、「人間の安全保障」や「保護する責任」といった規範の共有の可能性という観点から研究に取り組んできた。とくに冷戦後の安保理では、軍事的脅威への強制措置に関する決議に加えて、難民、環境、感染症やジェンダーといった非軍事的かつ越境的ないわゆるグローバル・イシューについても積極的に議論がもたれ、決議が発出されるようになってきた理由として、非軍事的な議題には積極的な関心を持ちにくい常任理事国よりも、グローバル・イシューの影響を大きく受ける地域から選出された非常任理事国による決議採択までの後押しがあったと思われる。また、米国でトランプ政権が誕生して以降の半年間は安保理決議が極端に採択されなくなったが徐々に決議数が回復した要因として、非常任理事国による理事会でのコンセンサス形成への努力があったのではないかと仮説を立てた。そこで、本研究では、常任および非常任理事国間の協力関係と、決議に至るまでの非常任理事国の影響について分析しようと考えた。従来の研究では、常任理事国ばかりに注目が集まり、非常任理事国の役割と機能に注目した研究はほぼ見られない。よって、本研究は、理事会のメンバーの発言に注目して決議に至るまでの準備会議および本会議での議事録、決議、事務長報告、報道資料などの資料を渉猟することから始めた。研究代表者のこれまでの安保理決議の研究実績を基礎として、安保理の成り立ちについても改めて歴史的資料を整理した後、国家の協力についての先行研究を行うとともに、本研究で対象とすべき決議と関連する会議の議事録の整理を進めた。

2. 研究の目的

本研究の目的は、国連安保理で決議が採択されるまでの非常任理事国の影響力について考察することにある。申請者はこれまでも安保理の研究を行ってきたが、本研究では、近年の安保理決議に見られる新しい傾向に着目して、従来研究されてこなかった非常任理事国の決議採択への役割と影響力に光を当てる。安保理での議事は軍事的な脅威に関するものが多く、決議は拒否権を持つ常任理事国が採択の際に圧倒的な影響力を持つ。しかし近年、非軍事的かつ広域で越境的な問題を国際社会の共通の脅威と見なして協調行動をとるための決議が採択されている。そこで、本研究では、常任および非常任理事国がいかなる場合に、どの程度協力して決議採択に至ったのかについて、交渉のうち不一致点を操作して譲歩を引き出すための対話と圧力に注目した。そして、共同行動（強制行動と協働行動）の決議採決に貢献した調整機能としての非常任理事国の役割と影響について分析した。本研究を通じて、今後の安保理での共同行動を可能にする「種」を見つけるとともに、拒否権を持たず、任期も短い非常任理事国が安保理での影響力を高めるにはどのような課題があるのかについて明らかにすることであった。

3. 研究の方法

安保理における非常任理事国について考察する理由として、申請者は二つの仮説を設定した。ひとつは、冷戦終焉以降に多く採択されるようになったグローバル・イシュー解決のための協働行動のための決議は非常任理事国による影響力が増してきたからであるとの仮説である。安保理は国連の中でも排他的な組織であり、拒否権を持つ常任理事国が決議採択の際に圧倒的な影響力を持つが、近年は、常任理事国の関心事である軍事的な脅威に関する決議に加えて、難民、人権、環境、感染症やジェンダーをめぐる問題といった問題を国際社会全体に共通する脅威と見なして協調行動をとるための決議が採択するようになった。その理由として、地域的な配分を考慮して選出される非常任理事国の多様な価値と非軍事的問題への関心が安保理内での意思決定に大きく影響していると考えられる。もうひとつは、米国でトランプ政権が誕生して以降は安保理決議が極端に採択されなくなり、常任理事国の足並みの乱れは顕著であったが、徐々に採択数が回復した理由として非常任理事国のコンセンサス形成への努力があったとの仮説である。決議の採択には常任理事国の票は必須であるが、非常任理事国の票が一枚岩にならなければ常任理事国を動かさない議事もある。拒否権を持たず任期も短い非常任理事国が安保理で影響力を高めていくことは可能なのか考察した。

本研究が強制行動だけでなく、協調行動も研究対象とする理由は、とくに冷戦後は非軍事的な問題が議論され、決議も発出されるようになったほか、以前は国内事項と見なされていた人権やジェンダーなどの価値や規範やモラルを共有して協調行動が見られるようになったからである。また、国際関係における国家間協力の有無については、国際政治の分野でも古くから関心をもって研究され、ゲーム理論を用いるなどの説明がなされてきた。しかし、本研究は、国家間協力を単純化して一般的な傾向を見るのではなく、なぜこの議題について、非常任理事国が影響力を発揮し、どのように常任理事国と対話し、協力ができたのか、事例を抽出して協力までのプロセスを分析した。

本研究では、安保理が決定した法的拘束力をもつ決議とその会合の議事報告書（S/PV.00）に注

目した。また、安保理の会合には4種類の正式会合と非公式協議があるが、本研究では正式会合のうち投票行動も含んだ形で議事録が残る公式会合を分析の対象とした。

4. 研究成果

本研究では、安保理決議が採択されたことを「成功」、決議が決裂したことを「失敗」と見なし、主に「成功」に貢献した調整機能に注目した。協力の結果（決議採択の有無、票行動）だけでなく、決議採択に至るまでのプロセスにおいてどのような調整機能（交渉、対話、圧力）が機能し、なぜそれが成功したのかについて、調整に関わった行為主体（アクター）と交渉過程（取引や交渉材料、国際環境の変化などの外的要因、関与国の国内要因など）について考察した。安保理のメンバーの発言に注目して多くの議事録と関連資料を渉猟することは労力を要したが、理事会での対話と圧力を理解するためには必要だった。本研究を通じて、安保理理事国間の調整が成功するパターンを整理できたことは今後の研究を進めるうえでも有意義だった。

安保理の評決は、国連憲章第27条3項に規定されており、各国1票ずつの投票権を有し、「常任理事国の同意投票を含む9理事国の賛成投票」が決議成立の条件である。つまり、常任理事国のうち、1カ国でも拒否した場合は、拒否権の行使として決議は成立しない。これは、安保理の制度設計上明らかであることから、拒否権が発出された議案について、非常任理事国が影響力を発揮することは不可能である。また、常任理事国の「棄権」は「同意」ではないので、第27条を文言通りに解釈すれば、決議の成立を妨げることになる。しかし、実際は、常任理事国の棄権は決議の成立を妨げないとして、他の9カ国により決議が成立させる運用がなされている。ゆえに、非常任理事国は決議成立のために自らの役割を極大化し、影響力を行使することが可能だと考えられる。

そこで本研究では、2000年以降の決議を以下の2つに分類した。①すべての常任理事国が賛成したものの、非常任理事国の賛成が決議成立に必要な4カ国を満たさない場合、つまり、非常任理事国10カ国のうち7カ国以上が反対あるいは棄権して決議が成立しなかった場合、②常任理事国の投票が割れた（複数国は賛成したが、残りの複数国が拒否権ではなく棄権した：拒否権行使は除く）ことによって、非常任理事国の協力で決議が成立した場合である。その結果、非常任理事国の投票によって決議が成立あるいは不成立が決まったことになる。分類の結果、①のパターンは見つからず、②のパターンから非常任理事国が安保理において影響力を行使できた要件を整理することができた。これらの文書の整理・分析によって、本研究の2つの仮説、すなわち、①冷戦終焉以降に多く採択されるようになったグローバル・イシュー解決のための協働行動のための決議は非常任理事国による影響力が増してきたこと、②常任理事国の足並みの乱れは顕著だが非常任理事国のコンセンサス形成への努力によってトランプ政権下でも決議数を徐々に回復したこと、を検証した。決議の採択には常任理事国の票は必須であるが、非常任理事国の票が一枚岩にならない限り常任理事国を動かさない議事もある。拒否権を持たず任期も短い非常任理事国が安保理で影響力を高めていくことは一定の条件が揃えば可能であることを検証した。また、国際関係における国家の協力の有無については、国際関係の研究者の間でも古くから関心をもって研究されてきた。とくにネオリベラリストやコンストラクティビストは国家レベルでの利己的な振る舞いによる予期せぬ結果になりがちなのが、機構などの枠組みレベルでは協力という形で調整可能であることを証明しようとしてきた。また、ネオリベラルおよびネオリベラル制度主義者はゲーム理論を用いて国家による協力を説明してきた。本研究は、国家による協力を単純化して一般的な傾向を見るのではなく、なぜこの事象について安保理理事国は協力できたのか、といった特殊な例を研究対象として協力までのプロセスを分析した。それによって、何が協力を促したのか調整機能を見つけ、目標志向型の国家の行動には例外があることを論証するための材料を整理した。

一方、本研究では明らかにならなかった部分もある。国家の対話と圧力、協力については、既存の分析として、国家の主観「感情」による説明、脅威認識による分析などがあり（R. Lebow, L. Martin など）、国家が自律的な存在であるという考え方はフィクションであり、国家を病理的な存在（サイコパス）とみなして、その振る舞いは外的誘因の反応であるとの認識がある。とくに社会科学の分野では、国家の感情が国際秩序にもたらす影響については十分に説明できないことから疎んじられてきたが、徐々に分析要素として導入されるようになってきたこともあり、本研究でも、国家の「感情」が理事国の共同行動にもたらす正負の影響や、関係構築への感情の活用について分析を試みたが未だ不十分である。引き続き研究したい。

本研究を引継ぎ、発展させるべく、2023年度から進めている研究「国連安全保障理事会と『拒否権』—はたして拒否権は絶対的なパワーなのか?」（基盤研究C）と本研究を併せた形で英書での出版に向けて執筆を進めている。それに至るまでの部分的な考察については、学会報告や論文として今後発表する。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 1件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 本多美樹	4. 巻 25
2. 論文標題 主権国家体制と国連：グローバル化の潮流の中で	5. 発行年 2024年
3. 雑誌名 国連研究	6. 最初と最後の頁 19-41
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 5件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 本多美樹
2. 発表標題 ウクライナ戦争と経済制裁
3. 学会等名 立命館大学地域情報研究所（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 本多美樹
2. 発表標題 国連安保理経済制裁の効果をどう考えるか？
3. 学会等名 上智大学国連ウィークス（招待講演）
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Miki Honda
2. 発表標題 Japan in the UN: Focusing on Japan's efforts and challenges in agenda-setting for non-traditional issues
3. 学会等名 The 17th Annual Days of Japan at the University of Warsaw（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Miki Honda
2. 発表標題 Japan in the UN: Focusing on Japan's efforts and challenges in agenda-setting for non-traditional issues
3. 学会等名 The Annual Days of Japan at the University of Warsaw (招待講演)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Miki Honda
2. 発表標題 Japan's Strategies for Advancing Diplomacy in the United Nations: Implications for U.S.-Japan Cooperation
3. 学会等名 Center for Strategic and International Studies (CSIS) (招待講演)
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計4件

1. 著者名 山田満、本多美樹、桑名恵、堀江正伸、宮下大夢、阿部和美、島崎裕子、利根川佳子、佐藤滋之、劉弘毅	4. 発行年 2021年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 260
3. 書名 「非伝統的安全保障」によるアジアの平和構築：共通の危機・脅威に向けた国際協力は可能か	

1. 著者名 山田満、堀江正伸、本多美樹、吉川健治、宮下大夢、桑名恵、阿部和美、山本剛、中野洋一、升本潔、間辺利江、利根川佳子、峯田史郎、本多倫彬、佐藤滋之、福井美穂、加藤丈太郎、金森俊樹	4. 発行年 2023年
2. 出版社 明石書店	5. 総ページ数 400
3. 書名 新しい国際協力論：グローバル・イシューに立ち向かう	

1. 著者名 Mely Caballero-Anthony, Noel M. Morada, Lina Alexandra and Muhammad Habib Abiyah Dzakwan, Dan Goode and Debbie Stothard, Maria Tanyag, S. Nanthini, Lin Peng, Miki Honda, and Jaehyon Lee	4. 発行年 2022年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 226
3. 書名 Covid-19 and Atrocity Prevention in East Asia	

1. 著者名 Sachiko Yoshimura, Miki Honda, Ryosuke Sato, Tomoaki Ishigaki, Shunichi Fukushima, Takashi Kubota, Kazushige Yagyū, Alexandra Dmitrenko, Akira Sato, Maiko Takeuchi, Kazuto Suzuki, and Kiwako Tanaka	4. 発行年 2021年
2. 出版社 Routledge	5. 総ページ数 217
3. 書名 United Nations Financial Sanctions	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------